

りっぶる

R I P P L E

vol. 15

2014.3

発行

島根県人権啓発推進センター

「りっぶる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。

この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。

特集

ハンセン病問題と

わたしたちの未来

《活動紹介》島根あさひ社会復帰促進センターの取り組み



平成25年度 島根県人権啓発ポスターコンクール
小学校の部 最優秀賞 金森 愛さん(出雲市立平田小学校5年)

【評】「私のじゅう電器」という表現がいいですね。発想がユニークで、青い背景に広がるたくさん笑顔は喜びにあふれて微笑ましく、親しみを感じられます。人物を扱うと小学校高学年では概念的になって、漫画やイラストでみえるような表情や、お人形のようになったりしますが、この作品は自分を見つけ、とらえた笑顔を自分の表現として心を込めて描いている素晴らしい作品です。

平成25年度の人権啓発ポスターコンクールには、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童、生徒から合計1,174点の応募がありました。

ハンセン病問題と わたしたちの未来

島根県健康福祉部健康推進課

ハンセン病は世界各地で古くから恐れられてきました。

日本においても発病した方々やその家族は、社会から忌み嫌われ迫害されました。

特に明治以降は法律を制定し、国を挙げて患者さん達を無理矢理に家族や郷里から引き離し隔離しました。療養所では偽名の使用が進められ、過酷な労働を強いられました。また、子どもが生まれなくなるようにする手術も行われました。

その後療養所の生活は患者さん方の運動によって少しずつ改善されていき、1947年(昭和22年)には特効薬の開発・使用も始まったのですが、その数年後、隔離を前提とした法律が新たに制定されました。化学療法開始後であったにも関わらずこの法律には療養所の退所規定はなく、入所者はハンセン病が治っているのに療養所から出られませんでした。世界的にも問題視され続けましたが依然そのまま^お措かれ、この法律が廃止されたのはなんと1996年(平成8年)でした。

そして1998年(平成10年)、療養所入所者の方達によって、人権侵害などの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が起こり、2001年(平成13年)に原告全面勝訴の判決が下され、それを受けた国は控訴せず、謝罪しました。

国が「法律を制定して『正しい事』として今までやってきたことは、間違いでした」と、謝ったのです。

しかし時既に遅く、隔離された方々の殆どは帰る場所や頼る人もいなくて、一生を療養所で過ごすことになりました。また、その後も社会の偏見や差別は根強く残り、熊本のホテルでは入所者の宿泊拒否事件も起きました。

監房に入れられたまま亡くなった方、絶望して自ら命を絶った方、生まれることを許されなかった子どもたち…。多くの方が他界されていますが、今なお、ふるさとのお墓に帰れないお骨が各療養所の納骨堂に納められています。そして今なお、ふるさとの地を踏めない方々が胸を痛め、一般社会で生活しているその家族たちの中にも辛い思いをしている方が多くおられます。

今、私たちは知らないうちに、差別をしていないでしょうか。世の中が同じ方向を向いたときに、「へんだ」「おかしい」という声をあげることができるでしょうか。

幾多の嘆きと苦悩と命をもって投げかけられているこの「ハンセン病問題」を過去のことと終わらせないで、生きていく限り、自分のこととして真剣に考えましょう。

わたしたちと、わたしたちの子どもたちと、そのまた子どもたちの未来を見据えながら。

らい予防法違憲国家賠償訴訟

鹿児島と熊本のハンセン病療養所入所者13名が熊本地裁に「らい予防法は基本的人権の尊重を定めた憲法に違反し、強制隔離などで人権侵害を受けた」として提訴した国家賠償訴訟。

1998年(平成10年)7月31日、熊本地方裁判所に提訴され、2001年(平成13年)5月11日に原告全面勝訴の判決が下された。判決は、らい予防法は日本国憲法に明らかに違

反すること、遅くとも1960年(昭和35年)以降は厚生大臣(当時、現厚生労働大臣)の患者隔離政策が、また、1965年(昭和40年)以降は国会議員の立法不作為[※]行為が、いずれも違法かつ有責であって不法行為が成立するとし、すべての患者に対して、隔離と差別によって取り返すことのできないきわめて深刻な人生被害を与えたと認定した。

※ 不作為…自ら進んで積極的な行為をしないこと

Q ハンセン病を発病した方たちは、どんな差別をされたのですか。

A 強制隔離や偽名の使用、墮胎手術などがあります。

- ・病気がわかると、自宅が徹底的に消毒されて、強制的に遠い療養所へ連れて行かれました。
- ・療養所では患者同士で看護したり、様々な労働を強いられました。監房もありました。
- ・治ったら家に帰れると聞いていたのに、治っても一生療養所を出られませんでした。
- ・ふるさとの家族も地域から差別を受けました。家族に迷惑がかかることを避けるために、多くの患者は実名を名乗れませんでした。
- ・結婚しても子どもを産むことは禁じられました。
- ・亡くなくても故郷の墓に埋葬してもらえず、療養所にある納骨堂にお骨が納められています。

「煙になってでも帰りたい…」(ある入所者の方の言葉です)

～全国のハンセン病療養所～

ハンセン病が治る病気だとわかってからも、国がなかなか法律を廃止しなかったため、療養所で暮らしている人は、帰る場所や頼る人もなくて、今でも療養所で過ごす人が殆どです。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

※赤字が島根県出身者入所療養所
H26年3月現在



熊本県本妙寺での強制収容 1940年(S15年)
[写真:国立ハンセン病資料館]



ハンセン病について

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」による感染症です。細菌の感染力・発病力は極めて弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。かつては、「不治の病」といわれましたが、1943年に「プロミン」という薬が開発され、完治する病となりました。現在では、早期発見といくつかの薬剤を組み合わせた療法などで確実に治るようになり、療養所で生活しておられる方も、ほとんどの方は完治しています。「らい菌」が発見され、感染力が弱い菌であることが分かっていたにもかかわらず、長い間、患者を強制的に隔離するなどの政策がとられました。そのため「とても怖い病気」という誤った認識が広まり、患者だけでなくその家族もいわれない差別を受けました。

「ハンセン病」の病名

平成8年の「らい予防法」廃止と同時に、各法律等で「らい」という語が「ハンセン病」に改められました。これは、病名から連想される様々な偏見など忌まわしい過去を断ち切り、正しい知識の普及を図る観点から、菌の発見者にちなみ「ハンセン病」と改められたものです。

現在を生きる

国立療養所 大島青松園 大西笑子(島根県出身)

今年2014年は、瀬戸内海、高松港から8kmにある小島、大島青松園が開園して105年にあたる。その初年に島根県から女性一人が入園されたというが、一年足らずで亡くなっている。

以来、長年警察による強制収容が続けられどれほどの人が、泣き苦しんだことであろうか、例え何十年経とうとも、思い出すと涙が止まらない。今、ペンをもちながらもハンカチをはなせないのである。

昭和30年1月に、岩国から夜行列車に乗り翌日島に辿り着いた私は、強制的ではなく病気と気付き、早く行って治したい一心で来たのであった。

それというのも、父が昭和17年に入園していたこともあり、ある程度は判っていたからでもあった。しかし一度入ると簡単に退園ができるところではないことを、すぐにまわりの人から聞かされたのである。

いろいろとあり、以来60年が経とうとしている。ここで言いたいのは、あんなにも怖がられ差別されてきた病気とはいえ、当園へ島根県から入園された人は、私を最後に一人も居ないのである。これほど発病する人もいないのに、何故これ程までに苦しまなければならなかったのか…。

その一番は、「らい予防法」という間違った法律があった故に、遺伝する、伝染すると恐れられたり、嫌われたことは確かである。あの法律さえなかったら、これ程までの差別は受けなかったのである。

長年にわたり、予防法廃止の闘いを続けてこられた「全療協」が、あったからこそ今日を迎えることができたのだと思う。1996年に予防法が廃止さ



れた途端に、社会の皆さんの頭はきり変わりました。これも驚くほどの早さでした。

小、中、高校生をはじめ、一般の方と、島を訪ねる方は、どんどんと増え、その変わりようには目を見張るものがありました。

ハンセン病は治ったといっても、病気による後遺症を消すことはできません。それも悔しさの一つである。しかし現在の私は、開き直ったというか、この後遺症は決して悪い事をしたから、例えば罪を犯してなったのではないのだから隠すことはないと思えるようになった。

現在では、訪ねて来られた人の中には握手を求められる方もあるので、応じられる自分になっているのである。

昭和17年の夏の夜、トラックに積まれ連れて行かれた父、せめてあと1ヶ月あれば納屋の完成を見ることができたであろう、大工であった父の悔しさも忘れることはできない。

「らい予防法」の廃止を知ることなく、亡くなられた多くの先輩の事を思う時、生きて今を知ることのできた、私は幸せです。

来てくれた子どもたちに、必ず言うことがある。

「おじいちゃん、おばあちゃんにハンセン病は怖くないって言ってちょうだいね。

すぐにできることでしょ。」

そして「ハンセン病にかかった人だけじゃないよ。誰も差別しちゃいけないよ。」と。



●大西さんの川柳です

棧橋が 流した涙 知っている
この手にも 握手もらえる 世になりぬ
夢に見る ふるさとの路 細いまま

大島青松園のモニュメント「風の舞」

「せめて死後の魂は、風に乗って島を離れ、自由に解放されますように」という願いが込められている。

島根県藤楓協会の活動

島根県藤楓協会はハンセン病に関する支援活動を行っています

皆さまのご寄付で
たくさんの笑顔と交流が生まれています

里帰り事業

療養所入所者の皆さんのふるさとへの想いに応えるため、'ふるさとの名所巡り'や'思い出の場所の見学'などの支援を行っています。



出雲市立高松小学校訪問

訪問事業

里帰りに参加できない療養所入所者の皆さんにお会いするため、療養所を訪れて交流活動を行ったり、歴史を学んだりしています。



出雲大社参拝(出雲市大社町)

交流促進事業

療養所入所者(県出身者)の皆さんと地域との交流を促進するため、療養所の訪問交流などを実施した団体への補助事業等を行っています。ご活用ください。

普及啓発事業

看護学生研修に参加された学生さんの感想です。

- ハンセン病って怖くない、治るんだ、患者はもういない。たくさんの方に広めたいです!!
- 私達自身が偏見や差別という過ちを繰り返さないために、福島の原発問題など、差別の対象となりやすい様々な問題を見極めていくことが大事だと思いました。

ハンセン病療養所入所者の作品展

笑みテン (仮称)
~いつでも笑みを~

日にち 平成26年11月28日(金)~30日(日)

場所 島根県立美術館 1階 ギャラリー

陶芸や絵画、写真、手芸、書、川柳 その他
たくさんの楽しい作品が並びます。
入所者の方との座談会も開く予定です。

ぜひ、来てください

※療養所入所者の作品



人の命は何より大事です。

そして、自由に生きる権利は私たちみんなのもので、気づかないうちに、いろんな場面で差別してませんか。

これからの時代、私たちは同じようなことを繰り返さないでしょうか。
ハンセン病問題を通して、考えてみましょう。

お問い合わせなど、お気軽にお電話ください。

【連絡先】 島根県藤楓(とうふう)協会 事務局
(島根県 健康福祉部 健康推進課内)
住所 〒690-8501 松江市殿町1番地
電話 0852-22-5329 FAX 0852-22-6328



島根あさひ社会復帰 促進センターの 取り組み



島根あさひ社会復帰促進センター シンボルマーク

中央に描かれている「ハクチョウ」は島根県の県鳥であり、古くからこの地方に渡来しており、特に、宍道湖、中海は本州におけるコハクチョウの集団越冬地の南限地として、全国的にも有名な地域です。

2羽のハクチョウは、島根あさひ社会復帰促進センターに勤務することになる国の職員である刑務官と民間事業者の職員を表現しており、新たに島根県に赴任してくる職員が、「ハクチョウ」と同様に県民の皆様に親しまれることを願っております。

また、「ハクチョウ」が支えている「天秤」は、傾斜を敏感に表現するものでありますが、官民が協働して施設を運営することを表すとともに、被収容者への「公正」、「平等」という処遇の原則を示したものです。

島根あさひ社会復帰促進センターに勤務する職員は、理性と感情のバランスがとれた、公正で調和を尊ぶ人でなければならないことを表しています。

(島根あさひ社会復帰促進センター開所5周年記念フォーラム報告書 裏表紙より)

島根あさひ社会復帰促進センターは、「官民協働の運営」を行うとともに、「地域との共生」を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を目指すという基本方針の下、改善更生の可能性が高い初受刑者に、多様で柔軟な処遇を試みています。最終的には「人材の再生」が当センターの目標です。

1 刑を終えて出所した人の 社会復帰に向けた取り組み

受刑者アンケート調査^(注1)の結果、「出所後の生活のために、刑務所でしてほしいことは」の問いに対して、「社会復帰に必要な知識・技術の教育」58.7%、「職業訓練」54.7%、「就職先の斡旋」51.8%との回答が多くなっています。就業と再犯の関係性が強く言われていますが、受刑者自身の要望としても、この点が非常に重要であることが裏付けられました。

1) 職業訓練

当センターの職業訓練は、基礎科目と専門科目に分かれています。基礎科目は、全受刑者が受講しており、ビジネスマナーや一般常識を身に付けさせるため、職業人としての基礎を学ぶ講座を開設しています。ビジネススキル科、ボランティア啓発科、安全衛生品質管理環境配慮科、PC基礎科の4科目になっています。

専門科目は、受刑者の希望に応じて受講させており、資格取得が可能なものや社会での需要が高い種目を選定しています。理容科、医療事務科、ホームヘルパー科、調理科(パン職人)、PC上級科、CAD技術科、建設機械科、点字翻訳科、音訳科、販売サービス科、デジタルコンテンツ編集科の11科目になっています。



ホームヘルパー科



建設機械科

2) 無料職業紹介事業

本年1月、協働運営する民間事業者が、厚生労働省から無料職業紹介事業の許可を受けました。これでハローワークを介さずに職業を斡旋できるようになりました。ハローワークが紹介していなかった自営業者や小規模企業などの受け入れ先を探し、受刑者の技能に合う就職先を紹介することで、出所後の生活の安定と再犯防止を図る目的で開設します。受刑者アンケート調査では、「働くつもりがあるが仕事が決まっていない」が55%であり、これらの受刑者に広く働きかける予定ですが、既に数社の地元企業が応募しています。



理容科

3) 盲導犬パピー育成プログラム

盲導犬パピー育成プログラムは、動物を介在した矯正教育プログラムとしては日本初の試みであり、受刑者4~6人が1組となり、生後2~4か月のパピー1頭を10か月育てています。また、社会性を身に付けさせるために、週末はウィークエンド・パピーウォーカーと呼ばれる地域のボランティア家庭にパピーを預けています。

このプログラムは、3つの使命を持っています。①より多くの盲導犬育成に貢献すること、②受刑者の再犯率の低下に貢献すること、③地域の活性化に貢献することです。本年1月で第5期が終了し、プログラム修了受刑者は121人、育成したパピーは28頭で、2頭が盲導犬、2頭がPR犬、9頭が盲導犬になるための訓練中です。また、受刑者の再入率も4.8%^(注2)と低くなっています。



2 地域との交流

従来の刑事施設の存在は、社会や国民の目に触れられず、また、市民には関わりのないものとして、地域住民にとっては、社会的に必要とされるものの、身近にない方がよいとする、いわゆる「迷惑施設」と受けとめられています。このような状況下では、地域住民にとって収容されている受刑者は特殊な存在として、受け入れ難いものになります。受刑者を改善更生し、社会復帰させるには、地域住民が刑事施設に対する関心や理解を示し、また最終的には受刑者に対する理解を深めることが重要です。

1) 社会復帰支援コミュニティの形成

当センターの敷地には、新たな街づくり構想として、「認定こども園あさひこども園」、「日本盲導犬協会訓練センター」及びビジターセンターが設置されており、地域コミュニティ活動の中心となっています。昨年7月には「夏祭り」を開催し、地元地域から多数の来場者を得ることになり、交流の機会となりました。そのほか、職員宿舎地区で始まった「ハロウィン祭」が「いまいちハッピーハロウィン」として、舞台を地元中心地に移し、多数の地域参加者が交流する地域行事として発展しています。

地元の中心地区にある公民館では、「今市地区の宝もの」と題する掲示物に、①転入された多くの若い世代の方達、②ふえた子ども達、③経験豊かな地元高齢者、④温かい地元の方々と気さくな地元商店、と記載されています。

2) 地域のちから

文通プログラムは、受刑者に地域参加者との文通の機会を付与することで、他者との良好な関係を築き、自己肯定感を高めさせることを目的に、1クールを約4か月、お互いペンネームでペアとなり、作成した手紙を1か月に1往復の発受信をするものです。この取組みは、地域社会として受刑者の改善更生に何らかの形で関わりたいとする「地域による発案」として創設されたものです。また、参加した受刑者の再入率も2.7%^(注2)と低くなっています。



3 おわりに

最近、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という言葉が叫ばれています。これは、「全ての人々を孤独、孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」ということです。このような社会になれば、再犯を防止できていると思っています。

島根あさひ社会復帰促進センター長 手塚 文 哉

※注1：平成25年4月に島根あさひ社会復帰促進センターで実施した。回収票数は1,474票です。

注2：平成25年3月末現在、センター全体の出所者2,236人、再入者238人、再入率10.6%

盲導犬パピー育成プログラム出所者42人、再入者2人、再入率4.8% 文通プログラム出所者37人、再入者1人、再入率2.7%



活動団体・相談窓口の紹介

私たちは、事件・事故の被害者やそのご家族を支援する民間ボランティア団体です。

相談専用
電話番号
(24時間)

0120-556-491

相談時間 10:00~16:00 (土日曜日、祝日除く)

秘密厳守 当センター所定の研修を受けた相談員または専門家が相談に応じます。

島根県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
一般社団法人島根被害者サポートセンター
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ鳥根2階 TEL (0852) 32-5928

性暴力とは—
どんなかたちでも、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。
被害をうけたあなたは何も悪くありません。
ひとりで悩まないで、さひめにご相談ください。

しまね性暴力被害者支援センター

さひめ

おはやく

電話相談
受付 0852-28-0889
毎週火・木・土 18時~22時

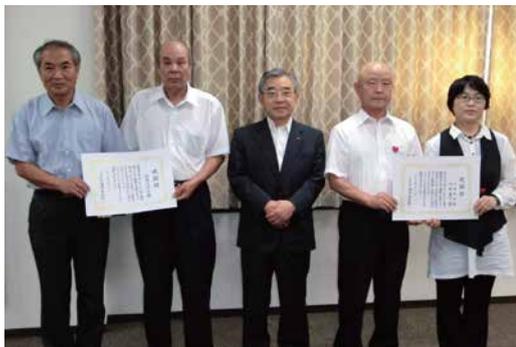
メール相談
受付 <http://sahime.onnanokonotameno-er.com/>

平成25年度 人権教育・啓発功労者への知事感謝状の贈呈

島根県では、人権擁護・確立の観点から人権教育や人権啓発に関して、特に顕著な功績のあった個人及び団体に感謝状を贈呈しています。

平成25年度は、平成25年8月21日(水)に贈呈式を行いました。

知事感謝状を贈られた方々



	氏名・団体 (所在地)	活動 年数	主な功績内容
個人	江角 弘道さん 江角由利子さん (出雲市)	10年	交通犯罪でご家族を亡くされた自らの体験に基づき、県内外の中学校・高等学校・大学及びコミュニティセンター等を中心に、命の大切さ、犯罪被害者支援の重要性を訴える「命の大切さを学ぶ授業」等の講演・啓発活動を続けられています。
団体	菅田交流会 (松江市)	29年	人権標語の募集・表彰、パネル展示、記念講演などの人権啓発につながる「菅田会館まつり」を毎年開催することにより、住民の交流を促進するとともに、同和問題解決のための意識高揚に大きく貢献し、差別のない明るい地域づくりを進められています。

島根県人権啓発推進センターへご相談ください

- 啓発資料(図書・ビデオ・DVD・紙芝居・パネル)の貸出
- 研修講師の派遣
- 人権に関する相談
- 研修室の貸出



島根県人権啓発推進センターのご案内

人権啓発推進センター

〒690-8501 松江市殿町1(県庁第二分庁舎1F)
TEL0852-22-6051 FAX0852-22-9674

西部人権啓発推進センター

〒697-0041 浜田市片庭町254(県浜田合同庁舎1F)
TEL0855-29-5529 FAX0855-29-5531



センターホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkenkeihatsu/>

人権に関する
相談専用ダイヤル

人権啓発推進センター 0852-22-7701

西部人権啓発推進センター 0855-29-5530